

## 精華スポーツクラブ（中学部）活動指針

### 1 精華スポーツクラブの目的

精華スポーツクラブは、青少年の健全育成と地域住民の生涯スポーツの推進を図るとともに、元気で健康な連帯感あふれる「精華のまちづくり」に資することを目的とする。

### 2 クラブ活動（中学部）指針

この活動指針は、成長期にある青少年の発育・発達・気力・体力等を考慮し、クラブ活動を通して、「よりよい青少年の健全育成と生涯スポーツの普及」を行うため、本クラブの活動に関する方針を示すガイドラインである。

### 3 クラブ参加に関する事項

- (1) 単位クラブ活動に携わる生徒は、当該年度の精華スポーツクラブの会員登録をすること。
- (2) 一つの単位クラブには、当該年度に精華スポーツクラブに登録されている指導者及び会員がいること。
- (3) 会員は、スポーツ安全保険に加入し、その活動中の傷害及び損害については、保険の対象範囲内で対応する。

### 4 活動時間について

- (1) 公式戦や発表会等の事業を除き、原則として集合から解散までの時間は、3時間程度とすること。
- (2) 夜間9時以降の活動は控えること。ただし、宿泊を伴う活動は除く。
- (3) 毎月第3日曜日は「家庭の日」とし、単位クラブ活動については原則、実施しない。ただし、「家庭の日」にふさわしい活動についてはこれにあてはまらない。
- (4) 練習試合については公式事業として認められない。そのため、上記事項を尊重すること。

### 5 指導者及び育成会について

- (1) 単位クラブ活動は、主たる会員、指導者、育成会の同意に基づき、精華スポーツクラブの目的に沿った活動を円滑に行うこと。
  - ① 育成会は、保護者が運営し、保護者代表をクラブ長とする。
  - ② 指導者は、当該年度の精華スポーツクラブ登録指導者とする。
  - ③ 育成会は、会員の健康及び発育・発達につながるよう適度な計画を立て、単位クラブを運営すること。
- (2) 単位クラブ活動に携わる指導者は、精華スポーツクラブの目的に基づいて指導をすること。なお、目的にふさわしくない行為や指導があったと認められたときは、登録を取り消すなどの処分をされる場合がある。特に体罰等を行った指導者には当該クラブ活動の指導を中止させるとともに、岐阜市ぎふ魅力づくり推進部市民スポーツ課の指導のもと、厳正に対処する。

- (3) 単位クラブ活動に携わる指導者や育成会は、事故の未然防止に努めるため、通信機器を用いた救急機関等への連絡の手順と方法を理解すること。特にAEDの使用法や熱中症、各種感染症等の予防と対応については、適切にできるよう研修を行う。
- (4) 単位クラブ活動に携わる指導者は、精華スポーツクラブの目的の達成のために、必要に応じて小・中学部の児童生徒の指導・連携を密に図られるように心がける。
- (5) 単位クラブ活動には、少なくとも1名は精華スポーツの登録指導者が指導にあたること。
- (6) 指導者・育成会として活動するにあたって、その資質向上のために原則として定期的に（少なくとも3年に1度）研修会を受講すること。

## 6 その他

- (1) 育成会は指導者、会員と相談しながら、「元気で健康な生徒の育成」のために活動計画を進めること。特に、中学校に部活動がある場合は連携を図り、適切な活動内容・活動時間になるよう配慮すること。
- (2) 育成会は活動中に怪我、病気等が発生した場合には、適切な処置を講じるとともに、加入しているスポーツ安全保険から見舞金の給付が受けられるように精華スポーツクラブ事務局を通じて手続きをとる。また、活動中の災害・事故についても、その手続きは育成会が行う。
- (3) 育成会は、休日及び平日夜間開放日に、クラブ活動を行う場合は次のことを遵守すること。
  - ① 活動については、育成会（保護者）の責任のもとで行うこと。  
※ 事故が生じた場合、直ちに精華スポーツクラブを通して、保険等を含めた対応を行うこと。
  - ② 生徒の安全管理のため、育成会（保護者）が確実につくこと。
  - ③ 夜間解放日の活動時間は18時30分までとする。なお、日没時間に配慮すること。
  - ④ 生徒は原則として、一旦下校してからクラブに参加すること。ただし、部活動から引き続き同じ場所でクラブとして活動する場合は、育成会が事前に事務局に申請する。その場合は、生徒の下校が安全にできるよう配慮すること。
  - ⑤ クラブへの行き帰りについては、保護者の責任のもと、安全に配慮して行う。活動及び帰宅時の災害・事故についても、その対応、手続きは育成会が行う。
  - ⑥ 使用予定日については、精華スポーツクラブに申請し、施設管理者（精華中学校校長）に届けること。

【手続きの手順】精華スポーツクラブに申請→施設（学校）提出書類受取→同意書と共に学校へ提出

## 7 附則

- (1) 本指針は、令和2年10月1日より実施する。